

写

29消安第6703号
平成30年3月26日

都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

家畜に使用するコリスチン製剤（動物用医薬品）の第二次選択薬への
位置付けについて（通知）

動物用医薬品として使用されているコリスチン（以下「コリスチン製剤」という。）については、人の医療分野においても極めて重要な医薬品であり、慎重使用を徹底し、薬剤耐性菌の出現防止に努めることが必要です。

このため、「家畜に使用するコリスチン製剤（動物用医薬品）のリスク管理措置について」（平成29年9月20日付け29消安第3385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）によりお知らせしたとおり、食品安全委員会の薬剤耐性菌に関するリスク評価の結果を踏まえ、本年4月1日から、承認事項である適応症が「第一次選択薬が無効の場合の細菌性下痢症」に変更され、第二次選択薬に位置付けられます。

都道府県におかれましては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について」（平成12年3月31日12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）第6の2（2）キ及び（3）ウに基づき、獣医師及び店舗販売業者に対して、コリスチン製剤の慎重使用について引き続き御指導いただきますようお願いいたします。

また、貴管下関係者（獣医師、動物用医薬品販売業者、家畜の飼養者、畜産関係団体等）に対し、下記について、別添リーフレットも活用しつつ周知いただくようお願いいたします。

記

コリスチン製剤は、次のように取り扱うこと。

- 1 第一次選択薬が無効の症例に限り使用すること。
- 2 定められた用法及び用量を厳守すること。
- 3 原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。
- 4 用法に定められた期間以内の投与であっても、それを反復する投与は避けること。
- 5 投薬開始後3日以内に治療効果を確認し、効果がみられない場合には獣医師の判断に基づき薬剤の変更等を行うこと。